

**パブリックコメント（意見募集）の実施**

# ～下仁田町第5次総合計画（案）に関する 意見を募集します～

本町では、下仁田町第4次総合計画により「みんなで創ろう、輝く下仁田」を基本テーマとしてまちづくりに取り組んでいきます。この計画が平成28年度で終期を迎えることから、平成29年度から10年間の新たなまちづくりの指針となる「下仁田町第5次総合計画」の策定を進めています。

つきましては、この計画案に関する町民の皆さまのご意見をお伺いするため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

**案件名** 下仁田町第5次総合計画（案）

**公表方法及び公表場所** 町ホームページ及び地域創生課企画政策係にて公表します。

**募集期間** 平成28年12月1日（木）～平成28年12月20日（火）

**意見を提出できる人**

町内に住所を有する者・町内に在勤、在学している者・町内に事務所、事業所を有する者・利害関係を有する者

**提出方法**

任意の様式に氏名又は名称及び住所並びに連絡先（電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

氏名（名称）・住所が明記されていない場合は受理いたしません。

①郵送 〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田682 下仁田町役場地域創生課企画政策係宛

②FAX 82-5766

③電子メール info@town.shimonita.lg.jp ※件名に「総合計画に関する意見」と明記してください。

④持参 地域創生課まで

**留意事項**

- ・電話や口頭での意見提出は受け付けいたしません。
- ・提出いただいたご意見とそれに対する町の考え方は、町ホームページなどで公表いたします。意見書に記載されている氏名などの個人情報公表いたしません。
- ・提出いただいたご意見に対して個別回答はいたしませんのでご了承ください。

**問合せ先** 地域創生課 企画政策係 ☎64-8809

## 貫前神社の二年参り・ 初詣に伴う周辺道路の 交通規制について

下記のとおり平成28年12月31日から平成29年1月3日までの間、貫前神社周辺道路の交通規制を行いますので、通行の際にはご注意ください。また、貫前神社を訪れる際は臨時駐車場をご利用ください。

**規制期間**

平成28年12月31日午後10時～

平成29年1月1日午後6時

平成29年1月2日午前10時～

午後5時

平成29年1月3日午前10時～

午後5時



凡 例	規制時間			
	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日
歩行者用道路	22:00～0:00	0:00～18:00	10:00～17:00	10:00～17:00
一方通行	22:00～0:00	0:00～17:00	10:00～17:00	解除
進入禁止	22:00～0:00	0:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00
駐車場	22:00～0:00	0:00～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00

## 年末年始に連続した休暇を取得しませんか

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせ、3日（2日）+1日以上以上の休暇を実施しましょう。

厚生労働省群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027-896-4733

## <防災行政無線がよく聞き取れなかったら！>

「防災行政無線が放送されたけど、何て言ったかよく聞き取れなかった」場合は『電話応答サービス』をご利用ください！  
☎82-4433(4回線あり)

放送された同じ内容を受話器で聞くことができます。(放送終了後15分くらい経過してから)  
※通話料金は、発信者のご負担となります。

## 「しもにたインフォメール」をご登録ください！

町の情報を随時配信するサービスで必要な情報を6項目から選び、受信することができます。  
町防災行政無線で流れる内容も配信され、メールなので町外にいても受けられます。



QRコードの読み取りができない場合は下記アドレスに空メールを送信してください。

[t-shimonita@sg-m.jp](mailto:t-shimonita@sg-m.jp)

### 【登録手順】

- ①QRコードを読み取り
- ②空メール送信
- ③登録用URLのメール受信
- ④メール配信に同意
- ⑤配信種別を選択
- ⑥入力内容を登録
- ⑦登録完了

### <配信種別>

- (1)防災情報……火災、災害、避難情報等
- (2)防犯情報……不審者、振り込め詐欺情報等
- (3)暮らしの情報……子育て、健康、住まい等
- (4)行政情報……説明会、各種行事情報等
- (5)交通情報……道路、スクールバス情報等
- (6)観光イベント情報……イベント情報等

### ご登録の前に

携帯電話で迷惑メール対策の設定をされている場合は、次の2つの設定を行ってから登録をお願いします。  
・「@sg-m.jp」ドメイン、あるいは「shimonita@sg-m.jp」のアドレスからのメール受信を許可する。  
・URL付きメールの受信を許可する。

## マイナンバーが必要です！

国民健康保険の各種手続きにはマイナンバーの提示が必須となりました。顔写真入りのマイナンバーカードもしくは、ご自宅に書留で届いている通知カードをご持参ください。

※確認するのは世帯主と手続きの対象になる被保険者の分です。

※高額療養費や補装具・診療費申請等で口座名義人が世帯主以外の場合は、口座名義人のマイナンバーも必要です。

問合せ先 健康課 国保係 ☎64-8801

## 12月は廃棄物適正処理推進強化月間です。 不法投棄を発見したら通報をお願いします。

夜間や早朝、山間部など人目につかないところで、ごみの投棄を繰り返す、悪質な不法投棄が発生しています。不法投棄を見かけたら、早期発見・早期撤去のため、通報をお願いします。

問合せ先 下仁田町役場保健環境課環境係 ☎82-5490 または 産廃110番 ☎0120-81-5324  
西部環境森林事務所廃棄物係 ☎027-323-5530

## 「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1.81%(平成28年11月10日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問合せください。

問合せ先 教育ローンコールセンター ☎0570-008656(ナビダイヤル)または03-5321-8656

## 洗濯表示が変わります！

本年12月から、新しい洗濯表示(取扱表示)が付けられた衣料品等の販売が始まります。この新しい洗濯表示は、記号のデザインが変更されただけでなく、種類が増え、記号内に付加記号や数字が使われるなど、これまでのものとは見た目も、考え方も大きく変わっています。ここでは、新たな洗濯表示についてご紹介します。

## 新しい洗濯表示の構成

新しい洗濯表示は、従来の22種類から41種類に増え、より細かな表示になり、その表示の構成は、洗濯・漂白・乾燥・アイロン・クリーニングの5つの基本記号に、強さ・温度・禁止の付加記号と数字を組み合わせて表示されます。また、従来は「家庭における洗濯などの取扱いはこの方法がよい」という指示推奨される取扱情報を提供していましたが、新しい表示は「回復不可能な損傷を起こすことのない最も厳しい処理操作」という取扱いの上限に関する情報を提供しています。つまり、表示よりも強い作用や高い温度での洗濯やアイロンがけは、衣類にダメージを与える可能性がある、ということになります。

## 新洗濯表示の構成

基本記号	洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング
付加記号	<強さ> 線なし 通常    弱い    非常に弱い 強 ←                  → 弱		<温度> .    ..    ... 低 ←                  → 高		<禁止> 

表示例	
	液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	底面温度200°Cを限度としてアイロン仕上げができる
	タンブル乾燥禁止

## 現行表示と新表示の違い

①洗濯  
 現行では洗濯機による洗いは「洗濯機」、手洗いは「たらい」の記号に分かれています。新表示では「たらい」の中に人

の手が描かれていれば、手洗いをするという意味です。また、「非常に弱い処理」を洗わず付加記号が追加されました。

②漂白  
 現行では「塩素系漂白可」と「塩素系漂白不可」の2種類ですが、新表示では酸素系漂白ができるかどうかの記号も加わります。

③タンブル乾燥  
 現行にはなかった乾燥機による乾燥(タンブル乾燥)の記号が加わりました。

④自然乾燥  
 現行では「無地」が「干し」、「平」が「平干し」、「斜線」が「陰干し」を示していますが、新表示では「縦棒」が「干し」、「横棒」が「平干し」、「斜線」が「陰干し」を示します。それぞれ「本線」は「脱水後」を、「一本線」は「絞らないで濡れたまま干すこと」を表しています。

⑤アイロン仕上げ  
 現行では温度は「高」「中」「低」で表していましたが、新表示では点の数「●●●」「●●」「●」で表します。点の数が多ければ温度が高くなります。

⑥クリーニング  
 ドライクリーニングは溶剤によってパークロロエチレンなどの強い溶剤が使える「P」と、石油系の溶剤しか使えない「F」に分かれます。また、水を使ったウェットクリーニング「W」が加わったほか、弱い処理を洗わず付加記号が追加されました。

## ⑦付記用語

新表示になり、無くなる記号(中性洗剤やアイロンの当て布の記号など)がありますが、記号で表せない取扱情報は、必要に応じて記号の近くに用語や文章で付記されます。

## 新表示で上手な洗濯を

洗濯クリーニングのトラブルを避けるためには、適切に衣類を取り扱うことが大切です。新しい記号の意味と上限表示を理解し、上手な洗濯を心がけましょう。

表示例	
	・液温40度を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
	・酸素系漂白剤は使用できるが、塩素系漂白剤は使用禁止
	・タンブル乾燥禁止
	・弱い操作によるウェットクリーニングができる
	・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
	・日陰のつり干しがよい
	・洗濯ネット使用 あて布使用
	・取扱情報 (付記用語)

問合せ先  
 農林商工課 商工係(内線342)